

財団法人発酵研究所平成 23 年度寄付講座助成募集要項

募集対象

微生物の研究を行う寄付講座の設置を希望する日本の国立大学、公立大学および私立大学のいずれかに属する部局（研究科、学部または研究所）

講座の研究（研究課題）

微生物学全般。独創性があり、新しい発見を目指した研究とする。研究を通じて若手研究者を育成する。

教員

教員の構成は、教授または准教授が 1 名、准教授または助教が 1 名とする。教員は平成 23 年 10 月 1 日の時点で満 55 才以下であること。教員は当講座の専任とする。他の職との兼務はしない。

設置期間および助成金

寄付講座の設置期間は平成 23 年 10 月～平成 28 年 9 月（5 年間）とし、助成金は 2 億 5 千万円とする。

募集期間

平成 22 年 5 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日

応募方法

申請者は、日本の国立大学、公立大学または私立大学の部局長（研究科長、学部長または研究所長）とする。申請者は、当財団所定の申請書に記入し、平成 22 年 9 月 30 日（必着）までに当財団事務局宛に送付する。応募は各部局で 1 件とする。申請書は財団法人発酵研究所のホームページ (<http://www.ifo.or.jp>) からダウンロードできる。

選考および決定

当財団委員会で選考し、当財団理事会で決定する。採否は平成 23 年 3 月中旬に申請者に通知する。

教員の義務

1. 「中間報告書」を毎年 10 月末までに当財団事務局宛に提出する。
2. 設置期間終了後、「最終報告書」を当財団に提出する。
3. 研究成果等を当財団報告会で発表し、当財団機関誌に投稿する。
4. 研究成果は公表する。研究成果を論文等で公表する際は、論文に当財団の助成を受けた旨を付記し、別刷りなどを提出する。
5. 使用する微生物については、生物多様性条約および国内の関係法規を遵守する。
6. 当財団からの助成に関わる研究で得られた菌株を公表する場合は、公共の利用に供するため公的保存機関に寄託する。

その他

1. 応募、選考については公表しない。
2. 当該大学は、寄付講座が途中で継続が不可能にならないよう、責任をもって運

営する。

3. 教員、研究計画等に関し重要な変更を行う時は、事前に当財団に通知する。
4. 研究の進捗状況などに関し、当財団委員会との意見交換会を開催することがある。
5. 採択された寄付講座の名称、教員・役職、研究課題・研究目的・研究内容、設置期間、助成金額等は、当財団のホームページ等で公表する。
6. 寄付講座での研究で得られた知的財産権は、当該大学に帰属するものとする。

問い合わせ・申請書送付先

〒 532-8686 大阪市淀川区十三本町 2 丁目 17 番 85 号

財団法人発酵研究所事務局

TEL 06-6300-6555 URL <http://www.ifo.or.jp>